

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。</u></p> <p>(4) <u>ZEH基準 強化外皮基準(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。))を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。</u></p> <p>(5) <u>省エネ仕様基準 「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」(平成28年1月29日号外国土交通省告示第266号)の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」に規定する基準をいう。</u></p> <p>(6) <u>ZEH仕様基準 「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準」(令和4年11月7日号外国土交通省告示第1106号)の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準」に規定する基準をいう。</u></p> <p>(補助対象工事)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) <u>別表に掲げる省エネルギー改修工事で、<u>交付の要件を全て満たす工事</u>であること。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(補助対象工事)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 別表に掲げる省エネルギー改修工事であること。</p>

(2)及び(3) 略

2～4 略

5 補助金の交付は、同一住宅及び同一人に対し同年度内に1回限りとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、別表の対象工事の欄に定める工事の区分に従い、それぞれの当該補助金額の欄に掲げる額とし、複数の対象工事を発注する場合は、当該対象工事の補助金額の合計とする。

2 略

(交付の申請)

第7条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象工事着工前に北栄町住宅省エネルギー改修促進補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 使用する建材等が仕様に適合していることが確認できる書類(様式第2号の2)

(4) 略

(5)～(8) 略

2～4 略

(変更等の承認)

第9条 略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるもの以外の軽微な変更については承認を要しない。

(1) 略

(2)及び(3) 略

2～4 略

5 補助金の交付は、同一住宅及び同一人につき1回限りとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、別表の対象工事の欄に定める工事の区分に従い、それぞれの当該補助金額の欄に掲げる額とし、複数の対象工事を発注する場合は、当該対象工事の補助金額の合計とし、50万円を上限とする。ただし、県内事業者に当該対象工事を発注する場合は、25万円を上限とする。

2 略

(交付の申請)

第7条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象工事着工前に北栄町住宅省エネルギー改修促進補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1)及び(2) 略

(3) 対象機器等の仕様書又はカタログ等使用する材料等の性能を証する書類の写し

(4) 略

(5) 対象工事施工面積求積表(様式第2号の2)

(6)～(9) 略

2～4 略

(変更等の承認)

第9条 略

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるもの以外の軽微な変更については承認を要しない。

(1) 略

(2) 対象工事面積の変更

(2) 略

3 略

(実績報告)

第10条 交付決定者は、工事完了後30日以内又は当該年度3月10日のいずれか早い日までに北栄町住宅省エネルギー改修促進補助金実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1)~(3) 略

(4) 使用した材料の性能及びサイズが分かる納品書等の写し

(5)~(7) 略

別表(第2条、第4条、第5条、第6条関係)

省エネルギー改修工事

対象工事		交付の要件	補助対象経費	補助金額
省エ ネ基 準改 修工 事	外気に 接して いる窓 または ドア (以下 「開口 部」と いう。) の断熱 性能を 高める 工事	1 内窓の新設若しくは交換、外窓の交換、ガラスの交換又はドアの交換に係る工事であること	1 対象工事に要した費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の合計	1 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)で <u>50万円を上限とする。</u>
		2 一の居室(廊下等の区切られた空間を含む。以下「居室等」という。)における全ての開口部の熱貫流率が省エネ		2 県内事業者が発注す

(3) 略

3 略

(実績報告)

第10条 交付決定者は、工事完了後30日以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに北栄町住宅省エネルギー改修促進補助金実績報告書(様式第8号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

(1)~(3) 略

(4) 対象機器等の保証書又は使用した材料の性能及びサイズが分かる納品書等の写し

(5) 対象工事施工面積求積表(様式第2号の2)

(6)~(8) 略

別表(第2条、第4条、第5条、第6条関係)

省エネルギー改修工事

対象工事		交付の要件	補助対象経費	補助金額
断熱 改修 工事 (部 分断 熱 可)	開口部 の断熱 性能を 高める 工事	1 内窓の新設若しくは交換、外窓の交換、ガラスの交換又はドアの交換に係る工事であること	1 対象工事に要した費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)と「 <u>工事費限度額</u> 」の表に定める <u>限度額単価に施工面積を乗じて得た額</u> のいずれか少ない額	1 補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)
		2 開口部が外気と直接接していること	3 一の居室(廊下等の区切られた空間を含む。以下「居室等」という。)における外気に接する全ての開口部の改修	2 県内事業者が発注す

	<p><u>仕様基準に適合する改修工事であること</u></p>	<p>2 既存設備の処分費用は対象としない。</p>	<p>る場合は、補助対象経費に6分の1を乗じて得た額(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)で25万円を上限とする。</p>		<p>工事であること</p> <p><u>4 改修後の開口部の熱貫流率が3.49W/(m²・K)以下となる改修工事であること</u></p>	<p><u>い額</u></p> <p>2 既存設備の処分費用は対象としない。</p>	<p>る場合は、補助対象経費に6分の1を乗じて得た額(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)</p>
<p>壁、屋根・天井又は床の断熱性能を高める工事</p>	<p>1 外気に接する壁、屋根・上に居室のない天井又は下に居室のない床の断熱性能を高める工事であること</p> <p>2 一の居室等における壁、屋根・天井又は床の各部位別に、当該部位全ての<u>熱抵抗値が省エネ仕様基準に適合する改修工事であること</u></p>			<p>壁、屋根・天井又は床の断熱性能を高める工事</p>	<p>1 外気に接する壁、屋根・上に居室のない天井又は下に居室のない床の断熱性能を高める工事であること</p> <p>2 一の居室等における壁、屋根・天井又は床の各部位別に、当該部位全て(壁及び屋根・天井においては外気に接する部分全て)の改修工事であること</p> <p>3 <u>改修後の壁、屋根・天井又は床の熱抵抗値が「壁、屋根・天井又は床の熱抵抗値」の表で定める基準値以上となる改修工事であること</u></p>		

ZEH 基準 改修 工事	①開口部の断熱性能を高める工事	<p>1 昭和56年6月1日以降に建築された住宅であること</p> <p>2 2つ以上の開口部における工事であること</p> <p>3 内窓の新設若しくは交換、外窓の交換、ガラスの交換又はドアの交換に係る工事であること</p> <p>4 一の居室等における全ての開口部がZEH仕様基準に適合する改修工事であること</p>	<p>1 対象工事に要した費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)の合計と「モデル工事費」の表に定めるモデル工事費の合計のいずれか低い額</p> <p>2 既存設備の処分費用は対象としない。</p>	<p>1 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)で70万円を上限とする。</p>
	②壁、屋根・天井または床の断熱性能を高める工事	<p>1 ①と併せて実施する外気に接する壁、屋根・上に居室のない天井又は下に居室のない床の断熱性能を高める工事であること</p> <p>2 一の居室等における壁、屋根・天井又は床の各部位別に、当該部位全ての熱抵抗値がZEH仕様基準に適合する改修工事であること</p>		

壁、屋根・天井又は床の熱抵抗値

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗値R(m ² ・K/W)
木造	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	4.6
			天井	4.0
		壁		2.2
		床	外気に接する部分	3.3
			その他の部分	2.2
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7
			その他の部分	0.5
		枠組壁工法	充填断熱工法	屋根又は天井
天井	4.0			
壁				2.3
床	外気に接する部分			3.1
	その他の部分			2.0
土間床等の外周部	外気に接する部分			1.7
	その他の部分			0.5
木造、枠組壁工法又は鉄	外張断熱工法又は内張			屋根又は天井
		壁		1.7

骨造	断熱工法	床	外気に接する部分	2.5
			その他の部分	
		土間床等の外周部	外気に接する部分	1.7
			その他の部分	0.5
鉄筋コンクリート造等	内断熱工法	屋根又は天井		2.5
		壁		1.1
		床	外気に接する部分	2.1
			その他の部分	1.5
		土間床等の外周部	外気に接する部分	0.8
	その他の部分		0.2	
	外断熱工法	屋根又は天井		2.0
		壁		0.9
		床	外気に接する部分	2.1
			その他の部分	1.5
土間床等の外周部		外気に接する部分	0.8	
	その他の部分	0.2		

【備考】

※ 充填断熱工法と外張断熱工法を併用する場合は、充填断熱の熱抵抗値と外張断熱の熱抵抗値の合計値について、充填断熱工法の熱抵抗値として判定する。

※ 熱抵抗値 $R(m^2 \cdot K/W) = \text{断熱材の厚さ } d(m) \div \text{断熱材の熱伝導率 } \lambda (W/m \cdot k)$

工事費限度額

対象工事の部位		施工面積	限度額単価(円/ m ²)
開口部の断熱性能を高める工事	内窓設置・ガラス交換	導入予定の窓(又はガラス)の幅×高さで求めた面積の合計	20,000円
	外窓交換(ドア交換を含む)	幅×高さで求めた面積の合計	30,000円
壁、屋根・天井又は床の断熱性能を高める工事	屋根・天井	平面図を真上から見て水平投影した天井の合計面積	3,000円
	壁	改修を行う外気に接する壁の長さ×壁の高さ(2.4m)×壁比率(0.75)で求めた面積の合計	3,000円
	床(基礎断熱を含む)	改修を行う床の合計面積	4,000円

【備考】

※ 施工面積を算出する際は、小数点第3位を切り捨てること。

※ 開口部の施工面積は実寸にて算出すること。

モデル工事費

①開口部の断熱性能を高める工事

対象工事の部位	面積		モデル工事費
ガラス交換	大	1.4㎡以上	96,000円/枚
	中	0.8㎡以上1.4㎡未満	72,000円/枚
	小	0.1㎡以上0.8㎡未満	24,000円/枚
内窓設置・外窓交換	大	2.8㎡以上	248,000円/箇所
	中	1.6㎡以上2.8㎡未満	192,000円/箇所
	小	0.2㎡以上1.6㎡未満	160,000円/箇所
ドア交換	大	開戸：1.8㎡以上 引戸：3.0㎡以上	360,000円/箇所
		小	開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満 引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満

【備考】

※ ガラス交換はガラスの寸法、内窓設置・外窓交換・ドア交換は内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法とする。

②壁、屋根・天井または床の断熱性能を高める工事

部位	断熱材の区分	熱伝導率【単位：W/m・K】	モデル工事費
外壁	A～C	0.052～0.035	201,000円/㎡

※ 屋根断熱の場合も、勾配を考慮せず天井の水平投影面積とすること。

※ 外壁の各階の高さは一律2.4mとすること。

※ 壁比率(開口部の面積を引いた外壁の面積を外壁全体の面積で除したものは、一律0.75とすること。

※ 基礎断熱においても、改修する部分の床の合計面積を用いて算出すること。

	<u>D~F</u>	<u>0.034以下</u>	<u>302,000円/m³</u>
<u>屋根・天井</u>	<u>A~C</u>	<u>0.052~0.035</u>	<u>72,000円/m³</u>
	<u>D~F</u>	<u>0.034以下</u>	<u>123,000円/m³</u>
<u>床</u>	<u>A~C</u>	<u>0.052~0.035</u>	<u>245,000円/m³</u>
	<u>D~F</u>	<u>0.034以下</u>	<u>368,000円/m³</u>
<u>【備考】</u>			
※ 断熱材の使用量(m ³)あたりの単価とする。			